

湖西市 認可保育施設利用のご案内

令和7年度版

クラス年齢 4月1日時点の年齢で決定します。年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	児童の生年月日
0歳児	令和6年(2024年)4月2日～
1歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
2歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
3歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
4歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
5歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日

1. 申込みにあたっての留意事項

- 入園は先着順ではありません。締め切り後、利用調整指数表に基づき選考を行い、決定します。
- 育児休業取得中の場合は、入園月に復職することを条件として、利用申込みをすることができます。保育施設に入園できた場合は、必ず入園月中に復職してください。復職できない場合は入園取り消しとなる可能性があります。(例：育児休業終了日が4月22日＝育児休業からの復帰日は4月23日＝4月1日入園)
※必ず勤務先と相談の上、入園希望月を決定してください。
- 希望する園については、できる限り園見学を事前に行い、対象児童の様子を園の保育士に見てもらったうえで申込みしてください。

入園希望月	申込み・申請内容変更期間
令和7年4月(1次)	令和6年10月1日(火)～令和6年11月25日(月)
4月(2次)	令和7年1月10日(金)～令和7年1月20日(月)
5月	令和7年2月3日(月)～令和7年3月19日(水)
6月	令和7年3月3日(月)～令和7年4月18日(金)
7月	令和7年4月1日(火)～令和7年5月20日(火)
8月	令和7年5月1日(木)～令和7年6月20日(金)
9月	令和7年6月2日(月)～令和7年7月18日(金)
10月	令和7年7月1日(火)～令和7年8月20日(水)
11月	令和7年8月1日(金)～令和7年9月19日(金)
12月	令和7年9月1日(月)～令和7年10月20日(月)
1月	令和7年10月1日(水)～令和7年11月20日(木)
2月	令和7年11月4日(火)～令和7年12月19日(金)
3月	

締め切り後に提出された書類については、翌月の審査から反映することになります。

★提出された申請書類の有効期限は、その年度末(令和8年3月分)までです。

翌年度の入園申込みには、改めて申請書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

湖西市教育委員会 幼児教育課 TEL: 053-576-1156 (直通)
受付時間 8:45～17:15 (土日祝・年末年始 12/28/-1/3 を除く)

2.教育・保育給付認定

認可保育施設を利用するためには、教育・保育給付認定申請を行い、2号または3号の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	利用する保護者の条件	利用先
1号認定（教育認定）	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
2号認定（保育認定）	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、認可保育施設で保育を希望	認可保育園 認定こども園（保育園部）
3号認定（保育認定）	満3歳未満		小規模保育事業所

【保育を必要とする事由】

認可保育施設を利用するためには、保護者が「保育を必要とする事由」としていずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由		保護者の状況	利用できる期間 (認定期間)
1	就労 ※1	月64時間以上の就労 (フルタイム・パートタイム・居宅内外労働)	就労が継続している期間
2	介護・看護	親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護に要する期間
3	就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合	卒業予定日・終了予定日の月末
4	求職活動 ※3 (起業準備含む)	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	90日目が属する月の月末まで
5	妊娠・出産 ※2	母親の出産間近な状態または出産後間がない場合	出産予定日の8週間前の月の初日から産後8週間を経過する月の月末まで
6	疾病・障がい	保護者が疾病等で入院している場合や障がいを持っている場合	療養に要する期間
7	災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている場合	災害復旧に要する期間
8	児童虐待やDV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

※1 就労をしていますが1か月の就労時間が64時間に満たない場合は、1の就労には該当しません。6の求職活動として保育利用を申し込むこととなります。

※2 認定期間満了後は退園していただきます。引き続き在園を希望する場合は、再度、2号または3号の認定申請および利用申込みをしていただき、改めて利用調整（選考）となります。また出産予定日の8週間前の月に就労される場合でも2の妊娠・出産として保育利用を申し込むこととなります。

※3 入園後90日以内に利用基準（月64時間以上）を満たす「就労証明書」を提出していただきます。「就労証明書」が提出されず、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合には退園していただきます。

○ 上の子がすでに保育施設を利用しており、保護者が下の子の育児休業を取得している場合、上の子は継続して利用ができます。

3. 保育標準時間・短時間認定について

NO.	保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
1	就労	1か月あたり <u>120時間以上</u>	1か月あたり <u>120時間未満</u> ※1
2	介護・看護		
3	就学・職業訓練		
4	求職活動		保育短時間認定のみ
5	妊娠・出産	保護者の希望により選択が可能	
6	疾病・障がい		
7	災害復旧疾病・障がい		
8	児童虐待やDV		

※1 保護者のどちらかが、1か月あたり120時間以上の就労等が確認できない場合は、原則、保育短時間認定となります。

開所時間		
保育標準時間（7:00～18:00）		延長時間 18:00～19:00
延長時間 7:00～8:30	保育短時間（8:30～16:30）	延長時間 16:30～19:00

※延長保育料は保育施設によって異なりますので、各保育施設に直接お問い合わせください。

【教育・保育給付認定の申請及び支給認定証の発行】

- 「保育を必要とする事由」、「保育の必要量」を確認し、「支給認定証」を発行します。
 ※「支給認定証」は保育の必要性を判定したもので、保育施設への入園をお約束するものではありません。
 ※教育・保育給付認定申請の内容と事実が異なる場合、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。
 ※申請内容の調査等に時間を要する関係上、「支給認定証」の発送は入園希望月の前月上旬（4月入園1次選考の場合は1月中旬）となります。
- 「支給認定証」は初回の利用調整結果と併せて送付します。手続きの際に必要となる場合がありますので、紛失しないよう保管してください。
 ※求職活動中で保留となった場合には、入園が決定した際に送付します。
- お子さんが3歳になる前月に、3号認定（3歳未満）から2号認定（3歳以上）への切り替えの通知書及び新しい「支給認定証」を送付します。（手続きは不要です）。
 ※有効期間が終了した場合、既に発行している「支給認定証」は無効となります。

利用状況に変更があった場合

保育の利用中または申請中に以下に該当する場合は、速やかに幼児教育課までご連絡ください。

- 保育を必要とする事由に該当しなくなる、または就労時間などの状況が変更になる場合
- 退職・転職する場合
- 市外等へ転出する場合（転出する前月末までに必ず幼児教育課へご相談ください。）

【申込みに必要な書類】

- 認可保育施設利用申込みの際は、以下の①～③を確認し、必要な書類をご用意ください。
- 申込みを受け付けた時点で、3か月以内に証明された書類が有効となります。
- 提出された書類の返却はできません。また、写し（コピー）の提供等も原則行っておりません。

① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（市指定の用紙）A3 両面	《対象者》★すべての申込み児童
② 保育の必要性を確認する書類	《対象者》★父 ★母
③ 申立書	《対象者》★就労以外で申請する方

※①はお子さん1人につき1部必要です。

申込時の状況	必要書類
就労（復職・就労予定の場合を含む）	就労証明書 ※雇用主または事業者が記入 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新の有無について記載がない場合、更新毎に提出が必要となります。
自営業	開業後1年以上の場合：確定申告書 第1表・第2表のコピー 開業後1年未満の場合：開業届のコピー
求職活動	不要 入園後90日以内に就労を開始し、「就労証明書」の提出が必要です。
就学・職業訓練	在学証明書・時間割表 等 のコピー
妊娠・出産	母子手帳のコピー（表紙及び分娩予定日のページ）
保護者の疾病・障害	診断書 （家庭保育の可否が分かるもの）または障害者手帳のコピー 診断書は医師による証明が必要です。 診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。事前に必要事項を確認して作成依頼をしてください。
介護・看護	被介護者の診断書 または 障害者手帳のコピー
災害復旧	罹災証明書等
虐待やDVのおそれ	関係機関からの証明書

【世帯の状況】

申込時の状況	必要書類
育児休業から復職予定の方	復職証明書（市指定の用紙）
保護者やお子さんで外国籍の方	在留カード ※在留資格（就労条件の有無）を確認できる書類がない場合、申込みを受付することができません。
令和6年1月1日または令和7年1月1日時点で湖西市に保護者の住民票がなかった場合	湖西市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、やむを得ず、保育料は最高階層・給食費は免除対象外となります。
市外（国内）から転入した方 市外（国内）在住の方	令和6年度の住民税課税（非課税）証明書（4月から8月入園） 令和7年度の住民税課税（非課税）証明書（9月から3月入園） ※住民税課税（非課税）証明書は、令和6年または令和7年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在湖西市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。
国外から転入した方	令和5（2023）年1月～令和5（2023）年12月の所得を確認するための書類（4月から8月入園） 令和6（2024）年1月～令和6（2024）年12月の所得を確認するための書類（9月から3月入園）

【育児休業を取得している方の注意事項】

- 復職とは**同じ職場に同じ労働条件（労働契約上）で復職**することとしています。（育児短時間勤務を利用して、労働契約上の就労時間より短い時間で復職することは可能です。）同じ職場でも労働契約上の日数・時間が短くなる場合や、退職または転職する場合は、利用調整の指数が復職の場合とは異なります。復職で申込みをした方が、復職しない場合、内定取り消しとなる場合があります。
- 派遣社員の方は、派遣条件に変更がない場合、派遣先の変更は可能ですが、就労日数や時間等が短くなるなど利用指数が下がる場合は、内定取り消しとなる場合があります。
- 育児休業の延長を希望される場合は、「育児休業を延長し、延長期間の終了月に、入園を希望する」にチェックしてご提出ください。優先順位を下げての利用調整となります。ただし、希望園に空きがある場合は入園内定となることがあります。復職ができない場合は、内定辞退となり、その後の申込みで減点がかかります。入園内定となった場合は、「保留通知書」の発行はできませんので、ご注意ください。（減点は翌年度の4月入園申込み分まで適用します。）
- 育児休業給付金の申請については、勤務先または勤務先を管轄しているハローワークにお問い合わせください。市ではご案内できません。

【ひとり親として申請する場合】

- 別居中で離婚調停中または裁判中の場合は、離婚調停・裁判中であることが分かる裁判所等の発行する書類が必要です。これにより利用調整の指数を加点しますが、離婚が成立するまでは保育料・給食費の算定に配偶者の市民税額を算入します。

○別居しており、離婚が成立している場合は、ご提出いただく書類はありません。

※以下の場合にはひとり親としては申請できないため、父母ともに保育を必要とする事由が分かる書類の提出が必要です。(保育料・給食費の算定も入ります。)

○離婚が成立している、または調停中であるが、住民票が同住所の場合

○住民票は別住所だが、離婚成立や離婚調停ができていない場合(書類なし)

【その他の注意事項】

○申込みの内容と事実が異なる場合、入園の内定・承諾を取り消すことがあります。

○申込みをするお子さんの兄弟姉妹の利用者負担額や保護者の市税等に未納がある場合は、利用調整において減点対象となります。詳細は指数表をご確認ください。

○産休明けから入園の申請をすることはできますが、「母乳しか飲めない」「首が座っていない」など園で保育することで児童の生命に危険が及ぶと判断される場合には、入園が内定となっても、入園できない(お待ちいただく)ことがあります。

生後6か月未満で入園を希望する場合には、申請前に希望する園をお子さんと一緒に見学し、お子さんの様子を園の保育士が確認して入園についての相談をした上で申請をしてください。

○内定辞退は原則、入所月の前月の20日(閉庁日の場合は直前の開庁日)までにご連絡ください。

○きょうだいですでにいずれかの園に在園中の場合は、申請保護者名を統一してください。どちらで申請しているか分からない場合は、父母両方の氏名を併記してください。

4. 利用調整について

申込み期間内に提出された書類に基づいて、希望する認可保育施設の利用調整を行います。

※希望者数が多い場合は、基本指数と調整指数の合計により利用調整を行います。(先着ではありません。)

※合計指数が同じ希望者が複数いる場合、「同点の場合の優先順位」をもとに利用調整を行います。

※保育施設の状況により、定員に達していなくても受け入れをしない場合があります。

【利用調整の結果通知】

○利用調整の結果を郵送にて通知します。

○利用申込みをした最初の入園希望月は結果の通知を送付します。希望月に入所保留となった場合、入園が内定した場合のみ内定・承諾の通知を送付します。

【保留の場合】

○入園が保留となった場合は、希望により同年度内は継続して毎月利用調整をしますので申請書を毎月提出する必要はありません。翌年度も利用申込みを希望する場合は、4月入園の申込み期間中に申込書類一式を改めて提出する必要があります。提出がないと3月入園利用調整後、翌年度利用調整の対象から外れます。

また保留通知書には、氏名・希望した園・調整指数について・申請日等が記載されます。

○保留通知書は年度内1回のみ発行とします。通知書には希望した園、利用調整点数を0点にした場合は、そのことも記載されます。

2回目以降は保留通知書ではなく、「保育施設入園待機証明書」を発行します。希望する方は「保育施設入園待機証明書発行依頼書」を提出してください。発行は選考結果が確定する入所前月中旬頃となります。

保育施設入園待機証明書には氏名・希望した園・申請日・内定辞退の有無等が記載されます。

5.湖西市の保育園・こども園一覧

- 施設によって休園日が異なります。祝日のご利用を希望される場合は特にご注意ください。
- 施設によって保育内容にさまざまな特色があるため、利用申込みをする前に施設を見学してください。
- 施設によって会費（P T A・父母会等）や体操服、園服などの費用がかかります。

【認可保育所】

運営	園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
私立	希望の杜保育園	105	日曜・祝日 年末年始（12/29-1/3）	鷺津 2494 番地の 1	053-523-6501

【幼保連携型認定こども園】

運営	園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
公立	岡崎幼稚園 （保育部）	93	日曜・祝日 年末年始（12/29-1/3）	岡崎 2586 番地の 37	053-577-0328
公立	新居幼稚園 （保育部）	119		新居町新居 1730 番地	053-594-0249
私立	しらゆりこども園	75	日曜	入出 377 番地	053-573-2088
私立	微笑こども園	90	年末年始（12/29-1/3）	梅田 128 番地の 3	053-572-3171
私立	おかさきこども園	120	年末年始（12/29-1/3）	吉美 3294 番地の 136	053-577-1234
私立	真愛三ツ谷こども園	90	日曜	新居町中之郷 2044 番地の 2	053-525-7005
私立	真愛白須賀こども園	99	年末年始（12/29-1/3）	白須賀 4207 番地	053-579-2238

- 「岡崎幼稚園」「新居幼稚園」は土曜保育における給食の提供はありません。

【保育所型認定こども園】

運営	園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
私立	ヒーローズこさい こども園（仮）	138	日曜・祝日 年末年始（12/29-1/3）	吉美 3279 番地の 1	053-523-6445

【小規模保育事業所】

運営	園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
私立	きりつ保育園	19	日曜・祝日	古見 1155 番地の 6	053-522-7095
私立	吉美風の子保育園	19	年末年始（12/29-1/3）	吉美 1482 番地の 3	053-569-6902

- 2歳児までを預かる園です。
- 卒園する際には、他の保育園・こども園への転園申請をしていただきます。その際、調整指数の加点があります。
- 「吉美風の子保育園」は、「真愛三ツ谷こども園」の連携施設となっているため、2歳児で卒園する際に優先転園枠の設定があります。